

議会議案第3号

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書（案）

上記意見書案を別紙のとおり安中市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年3月21日提出

提出者	安中市議会議員	今井敏博
-----	---------	------

賛成者	安中市議会議員	長嶋陽子
-----	---------	------

同	柳沢浩之
---	------

同	金井久男
---	------

同	小林訂史
---	------

同	櫻井喜久江
---	-------

安中市議会議長 豊次雄様

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書（案）

国内では、物価の高止まりや人手不足の深刻化に加え、カーボンニュートラルやデジタル化の対応を迫られている現状があります。さらに、中小企業等も含めた日本全体での持続的な賃上げを通じた経済の好循環の進展が求められるなど、日本は持続的成長に向けた正念場を迎えています。

その中で、人やモノの移動は生活者にとって不可欠なものであり、地域経済にとっても重要なものであります。

しかし、自動車には取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘され、自動車ユーザーにとって大きな負担となっています。特に、都市部でなく地方であれば自動車の保有は家庭に一台ではなく、個人で一台という実態がある中で、これらの税負担は少なくありません。

過日には、令和7年度税制改正大綱が閣議決定され、車体課税の見直しや利用に応じた負担の適正化に向けた課税の仕組みについては、先送りされ、令和8年度税制改正にて結論を得ることとされました。

よって、国におかれては、地方経済の活性化と地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提とし、受益と負担の関係も含め、自動車ユーザーへの負担が過重とならないよう、必ず令和8年度税制改正において下記の自動車関係諸税の抜本的な見直しを講じるよう強く求めます。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる、負担軽減措置を講じること
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講じること
- 3 自動車関連諸税の抜本的な見直しを行う際には、地方財源へ影響を与えないよう、必要な措置を講じることを前提とすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年3月 日

安中市議会議長 壘 次雄

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣

あて